○国有財産総括事務処理規則に基づく報告の様式について

平成13年3月29日 財理第1122号

改正 平成 19 年 1 月 22 日 財理第 244-2 号 令和 元年 7 月 5 日 同 第 2378 号 財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産総轄事務処理規則(昭和29年大蔵省訓令第5号)20条、第26条、第30 条及び第32条に規定する報告については、下記のとおり様式が定められ、平成13年4 月1日から適用されることとなったので通知する。

記

1 第20条第2項に規定する報告第1号様式2 第26条に規定する報告第2号様式及び第3号様式3 第30条に規定する報告第4号様式4 第32条第1項に規定する報告第5号様式5 第32条第2項に規定する報告第6号様式

国有財産総轄事務処理規則第20条第2項報告書 (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局 (財務事務所名・出張所名)

通知事項	財産区分	令第	第3条第	第1項0	の規定に	こよるi	通知	令第	第5条第	第2項0	の規定に	こよるi	通知	令第	第5条第	第3項0	D規定I	こよる	通知		4	<u></u>	Ī	計	
省庁名	别座区刀	件	数	数	量	価	格	件	数	数	量	価	格	件	数	数	量	価	格	件	数	数	量	価	格
	土 地 建 物 その他						Ħ						H						円						Ħ
計																									

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したもの及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別葉とし、かつ、その合計表を作成する。
- 3 第19条の2第2項の規定により通知したものについては、当該欄にかっこ書(内書)で記載する。

国有財産総轄事務処理規則第26条報告書 (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局(財務事務所名・出張所名)

省庁名	相手方		交換多	受財産			交換源	度 財 産		交換差金と	承認年月日承	契約年月日	備考
部局名	住所氏名 (名称)	所 在	区分	数量	価格	所 在	区分	数量	価 格	その処理方法	認番号	尖利平月口	1佣 右
			土 地 建 物 その他 計		円				円				
合 計			土 地 建 物 その他 計										

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したもの及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別葉とし、かつ、その合計表を作成する。
- 3 交換財産の価格は、交換に際しての評価額とする。
- 4 承認年月日、承認番号は、取得の協議に対し、財務局長等、財務事務所長又は出張所長が承認した日付及び文書番号とする。
- 5 備考欄には、交換受財産の用途を、また建築交換(交換方式によるもの)については、その旨を記載する。

国有財産総轄事務処理規則第26条報告書(その1) (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局 (財務事務所名・出張所名)

協議事項	財産区分	Ē	听 管 搏	Ď.	馬		λ.	됟	§ B	付	弟	斤 笋	· 英	均	4 9	汽	1	重 別 を	*
省庁名	別准區刀	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格
				円			円			円			円			円			円
	土 地 建 物 その他																		
計																			

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したもの及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別葉とし、かつ、その合計表を作成する。

国有財産総括事務処理規則第26条報告書(その2) (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局(財務事務所名・出張所名)

協議事項	財産区分	Ē	所 属 替		用	途 変	更	移	\$ \$	築	改	女 ≨	築		第14条 による使			14条第7 用収益0	号による の許可
省庁名	別座区万	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格 (使用料)	件数	数量	価格 (使用料)
				円			円			円			円			円			円
	土 地 建 物 その他																		
計																			

- 1「法第14条第6号による使用」及び「法第14条第7号による使用収益の許可」の欄の「価格(使用料)」には、台帳価格及び使用料を併記する。
- 2 様式3(その1)の記載上の注意は本様式にも適用する。

国有財産総括事務処理規則第26条報告書(その3) (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局(財務事務所名・出張所名)

協議事項	財産区分	法(第14条 こよる貸	第7号 付等	法(第14条 こよる貸 ^ん	第8号 付等	法領に	第14条第 こよる売ま	8号 ム	管	理の委	託		その他			合	計
省庁名	别连色力	件数	数量	価格 (使用料)	件数	数量	価格 (使用料)	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	価格 (使用料)
	土地建物			Ħ			Ħ			円			円			円			Ħ
	その他																		
計																			

- 1 「法第14条第7号による貸付等」及び「法第14条第8号による貸付等」の欄の「価格(使用料)」には、台帳価格及び使用料を併記する。
- 2 「法第14条第7号による貸付等」の欄には、貸付及び地上権の設定をあわせて記入し、貸付については、件数、数量、価格及び使用料をそれぞれ [〕で内書きする。
- 3 「法第14条第8号による貸付等」の欄には、貸付及び貸付以外の方法により使用させ、又は収益させた場合をあわせて記入する。
- 4 「法第14条第8号による貸付等又は売払」の場合で減額しているものがある場合は、当該減額に係る貸付料又は売払価格の時価を「価格(使用料)」 又は「価格」の欄に〔 〕書きで併記する。
- 5 「合計」欄には、様式3(その1)、(その2)及び(その3)の合計を記入する。
- 6 様式3(その1)の記載上の注意は本様式にも適用する。

国有財産総括事務処理規則第30条報告書 (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局 (財務事務所名・出張所名)

処理事項		貸	Ì '	付	玄	ξ :	奐	壳	Ē i	払		譲	与	行政則	オ産の使用	用収益		計	
省庁名	財産区分	件数	数量	貸付料	件数	数量	価格	件数	数量	価格	件数	数量	見積価格	件数	数量	使用料	件数	数量	価格 (使用料)
	土地建物			円			Ħ			円			Ħ			Ħ			H
	その他																		
合 計																			

- 1 貸付欄には、貸付以外の方法により使用させ、又は収益させた場合をあわせて記入する。
- 2 交換欄には、交換に供した財産の数量及び交換価格を記入する。
- 3 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合には、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 4 財務局長等において処理したもの及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものごとに別葉とし、かつ、その合計表を作成する。

国有財産総括事務処理規則第32条第1項報告書

財務局名又は福岡財務支局名

所管、所属	会計、財産の分類	類及び種類							
所	在	地							
部)	局及び口座	座 名							
区分	種目	数量	台帳価格	損害の程度	損害見積価額	復旧の見込	同 価 額	摘要	į
滅失	き損の年	月日							
滅:	失き損の原	京 因							
滅失	き損に対する応急	急措置							
そ (の他参考事	事項							
財 務	局長等の	意見							

国有財産総括事務処理規則第32条第2項報告書 会計 所属

財務局名又は福岡財務支局

原因	所管省庁	口座名	財 産 区 分	種目	数量	台帳価格		滅 失 き 損		備考	
凉 囚	部局名	口座石	区分		双 里	口说画馆	年月日	程 度	見積価額	岬 7	
						円			円		
計											

- 1 一般会計及び特別会計はそれぞれ別葉とする。
- 2 原因欄には、火災の場合にあっては、失火、漏電、放火、類焼等の別を、その他の場合にあっては、風水害、震災、津波等の別をそれぞれ表示する。
- 3 原因別に小計するものとする。